

令和4年度

# 事業計画書

令和4年4月1日から

期間

令和5年3月31日まで

(第11期)

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

# I 運営方針

本県の農林水産業を取り巻く環境は、コロナ禍の中、国際化の進展、消費形態の変化や産地間競争の激化による価格低迷、高齢化の進行による生産者の減少、担い手不足、近年の異常気象による影響など厳しい状況が続いており、更には、耕作放棄地の拡大や鳥獣被害の増加、森林の荒廃、水産資源の減少など解決すべき大きな課題に直面しています。

こうした中、国においては、農林水産業における「攻めの経営」の確立を目指して、経営力の強化に向けた支援体制の整備とともに、特に、農業分野においては、令和5年度までの10年間で全農地の8割が担い手によって利用されるという目標を達成するため、農地集積・集約化に向けた取組みを加速することとしております。

このため当機構においては、農地中間管理機構が保有する農地の中間保有・再配分機能を十分に発揮し、市町他関係機関・団体と連携を密にして、担い手への農地集積・集約に集中的に取り組み、経営規模拡大と農地利用の効率化・高度化を着実に推進します。

また、担い手の支援については、各種情報提供や相談、支援活動等を行い、本県の農林漁業を牽引する核となる担い手を確保・育成するとともに、支援体制を強化し農林漁業の後継者はもとより、都市で育った青年や定年退職者、農外企業の参入など多様なルートからの幅広い新規就業者の確保・育成に努め、その就業ステージに応じた支援活動を行います。

さらに、農林漁業後継者の活動や集落営農活動などに対する助成事業をとおして、次代の愛媛の農林漁業を担う幅広い人材を育成するとともに、農業経営サポートセンターによる農業経営の強化、法人化等に向けた支援体制の充実に努めて参ります。

なお、当機構は、業務運営体制の効率化や財政資金の有効活用を図り、愛媛県出資法人経営評価指針に基づく経営改善対策を実践するとともに、公益財団法人の目的に沿った業務を積極的に遂行します。

## II 各事業計画書

### 第1 農地中間管理事業

#### (1) 農地中間管理事業（50,711,000円）【前年度 50,642,000円】

農地中間管理事業は、担い手が希望する農地の集積・集約を支援して農業の生産性を高めることを目的としている。愛媛県では農地の受け皿となる担い手が極めて少なく、しかも高齢化しているため、事業を推進するには担い手の育成・確保を併せて推進する必要がある。

このため、県や市町、農協等の関係団体の協力を得て、水田農業においては集落営農組織の設立・法人化と法人への農地集積を、果樹農業においては新規就農者や後継者の確保・育成と優良園地の提供を推進することとする。

#### ① 農地中間管理事業の推進体制等

県や農業団体等で構成する農地中間管理事業推進会議や地方局段階の推進班会議等の活動を通じて、関係機関・団体が一体となって事業の推進を図る。

なお、事業の一部業務は市町や地域農業再生協議会等に委託し、これら関係機関・団体の協力を得ながら事業を進める。

#### ② 農地中間管理事業の実施

市町の協力のもとに借受希望者の公募を行い、公募の結果は機構のホームページで公表する。併せて貸付希望農地は機構に登録後、ホームページに掲載し、マッチングの促進に活用していく。

市町は、農協や農業委員会等の協力を得て借受希望者と貸付希望農地のマッチングを行い、貸借双方の合意ができた場合は機構へ意見書を提出する。

機構は、市町の意見書に基づき当該農用地の借受けを決定し、市町の利用集積計画により中間管理権を取得する。担い手への貸付けは、利用配分計画の県知事の承認により行う。

なお、令和元年11月から、事前に農地の出し手と受け手が決まっている場合は、市町の利用集積計画のみの手続きで担い手への貸付けが完了する仕組み（集積計画一括方式）が創設されており、市町の判断で手続きの方法を選択する。

#### ③ 関連事業との連携

農用地の基盤整備事業や果樹の改植等事業などについては、農地中間管理事業が効果的に実施されるよう、県・市町の担当部署や農協、普及組織等と緊密に連携していく。

特に、機構関連農地整備事業は、機構が借受けた農地を対象に基盤整備を行うことによって、担い手への農地の集積・集約化を進めることを目的としていることから、機構は、県、市町、県土連をはじめ、農協や土地改良区等との連携を図るコーディネーターとしての役割を果たしていく。

④ 評価委員会の開催

第三者で構成する農地中間管理事業評価委員会を開催し、事業の効果的な実施に向けて助言と評価を受ける。

(2) 特例事業 (20,000,000 円) 【前年度同額】

担い手の要請を受けて希望される農用地を買い入れ、一時貸し付け期間後（5年程度）に売り渡す。買い入れにかかる資金は、県の債務保証のもとに全国農地保有合理化協会から融資を受ける。

農地売買等事業計画

売買事業等農地買入計画	借入資金計画	借入先
20,000,000 円	20,000,000 円	全国農地保有合理化協会

## 第2 農林漁業後継者助成事業

### (1) 農林漁業体験ステイ事業 (60,000 円) 【前年度同額】

農林漁業に関心のある青年等を対象に県内先進農林漁家等で体験ステイを実施し、就業への動機付けを行う。

対象者：農林漁業に関心を持つ都市青年、大学生等

長期コース（概ね10日間）、0人

短期コース（概ね5日間）、2人

事業費：長期コース 6万円、短期コース 3万円（1人当たり）

内 容：農林漁業体験研修、農山漁村行事への参加・交流等

### (2) 農業後継者助成事業 (10,500,000 円) 【前年度同額】

若い農業者を確保育成していくため、就農希望の掘り起こしから就農に至るまで、受入地域がベースとなった就農支援対策を推進して質の高い農業後継者の確保育成を図る。

#### ① 集落後継者育成活動支援事業 (200,000 円) 【前年度同額】

地域の有識者で構成する支援チームを設置し、集落や集落出身者等の就農候補者のリストアップ、掘り起こし、就農意欲の啓発活動等を行い、集落の担い手を確保するための活動を行う。

対象者：1集落（継続1集落）

事業費：200,000円（1集落当たり）

内 容：事業推進会議の開催、集落啓発活動、就農候補者選定活動等を実施する。

#### ② 営農インターン推進事業 (7,050,000 円) 【前年度同額】

新たに就農しようとする者の不安を解消し、スムーズな就農を支援するため、農家実習や農業大学校等での研修を組み合わせた営農実務研修を行う。

対象者：新規参入者等（長期コース、1年以上2年以内）

農家子弟等（短期コース、3ヶ月以上1年以内）

事業費：長期コース 7.5万円、短期コース 5万円（月当たり）

内 容：先進農家や農業大学校等での技術習得や先進事例調査を行い、栽培技術等を習得する。

#### ③ 地域担い手集団活動促進事業 (1,200,000 円) 【前年度同額】

地域農業の担い手を受け入れ、地域を牽引していく集団を育成するため、新たな技術の導入や高付加価値型生産活動、規模拡大等に取り組もうとする集団の活動を支援・育成する。

対象者：集団

事業費：150,000円（1集団当たり）

内 容：新たな農産物の生産等に取り組む活動、地域農産物の1.5次加工等の開発に取り組む活動、規模拡大等による生産体制確立に取り組む活動の3メニューから集団の目的に応じて選択する。

④ 就農促進サポート事業（600,000円）【前年度同額】

県内外から幅広い新規就農者を確保し、地域農業の担い手・リーダーを育成するため、就農啓発活動や新規就農者の定着活動等に取り組む組織活動を支援する。

対象者：愛媛県認定農業者連絡協議会、愛媛県農協青壮年連盟

事業費：300,000円（1組織当たり）

内 容：現地見学会、就農受入オリエンテーションの開催、農業経営スキルアップ研修、新規就農者交流活動の実施等

⑤ 青年農業者活動促進事業（1,450,000円）【前年度同額】

国際感覚に優れた担い手の確保を図るとともに、青年農業者が地域で抱える課題解決活動やリーダー育成等の組織活動を支援する。

ア 青年農業者組織活動促進事業（1,300,000円）【前年度同額】

青年農業者協議会活動の強化、また地区単位の組織化を図るため、研究発表大会、調査研究活動等を支援する。

対象者：愛媛県青年農業者連絡協議会

事業費：1,300,000円

内 容：研究発表大会、理事会の開催、プロジェクト活動の実施、交流会開催等

イ 海外派遣農業研修啓発活動（150,000円）【前年度同額】

国際感覚をもった農業者を育成するため、海外派遣農業研修予定者に対して啓発及び研修を実施する。

対象者：愛媛県国際農業者交流協議会

事業費：150,000円

内 容：海外派遣農業研修事業啓発活動の実施、派遣前研修の実施等

(3) 林業後継者助成事業（570,000円）【前年度同額】

① 林業後継者マネージメント研修事業

新しく林業後継者となった者及び将来の林業後継者として将来の地域林業リーダーとなりうる専門的知識・技術及び手法を習得させるため、国内の先進事業体、篤林家、集合研修等において研修を行い実践的資質の向上を図る。

対象者：65歳未満の林業後継者（3地区）

事業費：200,000円（1地区当たり）

内 容：研修期間は2日間以上、座学及び現場研修により林業技術の習得

**(4) 漁業後継者助成事業 (2,500,000 円)【前年度同額】**

**① 若い漁業者活動促進事業 (2,500,000 円)【前年度同額】**

これからの沿岸漁業の担い手となる青年漁業者に対し、水産業に関する技術及び知識について自主的な調査研究活動を促進するとともに、青年漁業者連絡協議会を強化して、漁業に生きがいと使命感を持つ資質の高い漁業後継者を育成する。

**ア 若い漁業者自主研修活動育成事業 (1,250,000 円)【前年度同額】**

県下各地で抱えている課題について、青年漁業者自らが取り組み、その成果を地元水産業に反映するための研究を行う。

対象者：愛媛県青年漁業者連絡協議会（5 地区）

事業費：250,000 円（1 地区当たり）

内 容：水産資源保護培養研究、新養殖技術導入、人工具等真珠品質比較試験、養殖漁場環境改善研究の中から 1 テーマを選択

**イ 青年漁業者連絡協議会活動促進事業 (1,250,000 円)【前年度同額】**

青年漁業者協議会活動を強化するとともに未結成地区の組織化を図るため、研究発表大会、先進地研修等を実施する。

対象者：愛媛県青年漁業者連絡協議会

事業費：1,250,000 円

内 容：研究発表大会の開催、漁業先進地研修、全国大会派遣、協議会の結成促進等

**(5) 農業経営指導強化事業 (1,500,000 円)【前年度同額】**

集落営農組織等が行う共同作業、農地利用集積活動及び集落営農組織の法人化を目指した活動等に対して支援する。

対象者：集落営農組織等

事業費：250,000 円（1 組織当たり）

内 容：機械の共同利用、農地集積活動、組織の法人化、先進事例調査等

### 第3 青年農業者等育成センター事業

#### (1) 就農支援活動事業（7,693,000円）【前年度同額】

##### ① 就農相談窓口活動

全国で開催される就農相談会や機構が実施する県内での就農相談会において、就農を希望する者に対して、就農関連情報の提供、相談活動を実施するため就農相談員を設置する。

##### ② 就農支援資金償還業務

過去に貸し付けた就農支援資金の償還業務を行う。

##### ③ 農業青年人材育成活動

青年農業者を全国段階への会議等へ派遣するとともに、県段階の大会を開催する。

ア 全国青年農業者会議への派遣

イ 全国農業青年交流交換会への派遣

ウ 地区青年農業者会議の開催

エ 青年農業者大会の開催（県若い農業経営者大会、県青年農業者技術交換大会）

##### ④ 企業・定年退職者への就農促進

農業参入を希望する企業等対し、円滑な参入を図るための相談活動を実施する。

##### ⑤ 新規就農予定者等への就農促進活動

就農や農業法人等での就業を希望する者を対象に、就業相談会を開催し、スムーズな就農・就業を支援する。

##### ⑥ 就農支援活動の強化・啓発及び広報活動

就農制度についての解説資料（就農の手引き、パンフレット）や県内の就農事例集を作成し、就農希望者に配布することで就農相談活動の強化・啓発を行う。また、就農関連情報やいつでも相談予約ができるようホームページを活用した広報活動等を行う。



(2) 青年就農給付金事業 (118,521,000 円) 【前年度 103,396,000 円】

新たに就農するために県が認める研修機関（県農業大学校、県試験研究機関、JA 等）において研修を受けた後に、原則 50 歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農する者に対し、研修期間中（2 年以内）1 年につき 1 人あたり 150 万円（月 125 千円）を給付する。

(単位：千円)

	継 続		新 規		計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
教育機関等			17	25,375	17	25,375
県農業大学校			11	16,375	11	16,375
県研究施設			6	9,000	6	9,000
その他研究施設						
J A、法人等	25	37,500	36	54,000	61	91,500
J A周桑	5	7,500	2	3,000	7	10,500
J Aおちいまばり	3	4,500	5	7,500	8	12,000
J Aえひめ中央	10	15,000	18	27,000	28	42,000
J Aにしうわ	3	4,500	4	6,000	7	10,500
J Aひがしうわ	1	1,500	1	1,500	2	3,000
J Aえひめ南			1	1,500	1	1,500
その他 (農業指士等)	3	4,500	5	7,500	8	12,000
準備型交付金計	25	37,500	53	79,375	78	116,875
推 進 費						1,646
合 計						118,521

## 第4 林業労働力確保支援センター事業

### (1) 林業労働力確保推進事業(20,138,000円)【前年度同額】

林業の成長産業化を目指し、森林を次世代へ健全な姿で継承するためには、林業の担い手の確保・育成は必要不可欠である。このため、新規就業の促進、林業事業体の経営基盤の強化・合理化に関する情報提供及び異業種等からの新規参入を促進する事業等を実施する。

#### ① 林業担い手確保対策事業(9,872,000円)【前年度同額】

##### ア 林業労働力育成協議会の開催

林業労働力の確保促進を図るため、林業労働者の募集・林業への新規就業者の受け入れ・林業の機械化及び林業労働安全に関する事項等について林業労働力育成協議会を開催し協議を行う。

##### イ 林業就業者指導・相談業務

電話、来所、メール等による新規就労希望者への情報提供や事業体の求人に対する助言指導並びに事業体の就労改善に関する相談指導等を実施するとともに、県内での就業相談会の開催や全国規模の就業相談会へ参加する。

##### ウ 新規参入者受入体制整備指導事業

林業事業体に対し、雇用関係の明確化、労働条件の改善、社会保険への加入促進、採用条件の整備について指導を行う。

また、新規参入者の受入に有効なインターンシップ（就業体験）の誘致・勧誘と実施に係る調整・指導を行うとともに、新規就業者向けイメージ動画を作成し、広くホームページや相談会を通じて林業就業者を募集する。

##### エ 林業労働者資格認定事業

林業就業者の習得した技術・資格等によって、「愛媛県林業技能技士」、「愛媛県高度林業機械技士」に認定する。

##### オ 林業就業支援事業

新規に林業への就業を希望する者に対し、林業就業のための基礎的知識の講習や実習を行う林業就業支援講習を実施する。

② 林業事業体支援事業（10,266,000円）【前年度同額】

林業事業体の経営基盤の強化を図るため、次の事業を行う。

ア 林業事業体経営分析及び労務情報提供

林業事業体の経営基盤の強化や経営の合理化を図るため、巡回指導やこれらに関する実態調査を行うとともに、情報誌による情報提供を行う。

また、認定林業事業体等に対し、経営診断や現場作業システムの改善等生産性の向上等に関する指導を実施する。

イ 異業種等新規参入促進支援事業

林業に参入した建設業従業員や新規に改善計画の認定を受けた林業事業体等を対象に、高性能林業機械の操作方法、作業路の開設方法、作業工程やコスト管理技術の研修を実施する。

(2) 林業雇用改善促進事業(1,160,000円)【前年度0円】

林業事業体及び林業従事者に対し、雇用管理の改善に資する情報提供等、次の事業を行う。

① 相談指導事業

事業主に対する求職情報の提供や雇用改善の指導並びに求職者に対する求人情報提供や就業相談等を行う。

② 雇用情報収集・提供事業

林業雇用改善推進会議の参加等を通じて、雇用状況の情報収集、改善策の検討を行うとともに、雇用情勢等必要な情報を情報誌等により提供する。

③ 研修事業

林業事業体の雇用管理に関する問題点及び経営の問題点を改善し、林業担い手の安定的な確保育成を図るため、林業事業主・雇用管理者を対象に林業雇用管理研修会を開催する。

(3) 林業機械貸付事業（18,920,000円）【前年度20,080,000円】

① 貸付事業

改善計画認定事業体の就労環境の改善と事業の合理化に資するため、機構所有の林業機械（プロセッサ1台）を貸し付ける。

② リース支援事業

新規参入事業者等の事業規模拡大及び生産性の向上を図る事業者に対し、林業機械のリース等に対する補助を行う。

## 第5 農業経営総合支援事業

### (1) 農業経営総合支援事業 (20,000,000円)【前年度 16,980,000円】

農村地域の高齢化等が急速に進展し、産地規模の縮小や営農基盤の維持が難しくなるなど経営環境が悪化する中で、地域農業の担い手は、農業経営の強化や次世代農業者への事業継承などの諸課題に対応していく必要がある。このため、経営意欲のある農業者が法人化や創意工夫を活かした農業経営を展開できるように、関係機関と連携して助言・指導を行うなど、経営強化を支援する。

#### ① 農業経営サポート事業 (18,500,000円)【前年度 14,350,000円】

農業経営の強化、法人化等に取り組む農業経営者や農業者組織に対し、各分野のコンサルタントを派遣して経営分析や改善方法、法人化、労務管理、販路拡大などについて助言・指導を行い、経営強化を支援する。

#### ② 相談活動等支援事業 (1,500,000円)【前年度 630,000円】

農業法人の雇用情報や経営移譲の希望などの情報を収集するとともに、効果的な情報発信に努め、円滑な就農相談活動を支援する。